

広報



かしま

—人口の動き—
5月末現在
出生 8人 死亡 6人
転入 9人 転出 7人
世帯数 1,281世帯(+1)
男 2,819人(-7)
女 2,897人(+10)
合計 5,716人(+4)



壮年混合ソフトボール大会

六月十七日(日)、村民野球場と村民運動広場において、一年生女子三名、男子は三十五歳以上六名という制限をつけた「壮年混合ソフトボール大会」が開催されました。

参加チームは二十七チーム。終始白熱した試合が展開され、好プレー、珍プレーに選手と観

衆の大歓声が一日中試合場に響いていました。

結果は次の通りです。

なお、決勝は勝敗が決まらず

「ジャンケン」でした。

一位 下町下Aチーム
二位 川端チーム
三位 北野Aチーム

昭和59年7月1日 第131号



今回登場のハツラツ奥さんは、島崎中央の桑原正彦さん(桐島地区農協勤務・世帯主ニツさん)の奥さん「安子さん」です。安子さんは洋裁が趣味。昨年和島まつりのカラオケ大会に出場しましたタンナさんの衣装は、安子さんの作品だそうです。

出身地は?

刈羽郡西山町です。

恋愛結婚ですか?お見合い

結婚ですか?

恋愛結婚です。ちょっとした

きっかけで、私が高校時代に知

り合い、三年程交際期間があり

ました。しかし、

駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

島崎中央の桑原正彦さん(桐島地区農協勤務・世帯主ニツさん)の奥さん「安子さん」です。安子さんは洋裁が趣味。昨年和島まつりのカラオケ大会に出場しましたタンナさんの衣装は、安子さんの作品だそうです。

出身地は?

刈羽郡西山町です。

恋愛結婚ですか?お見合い

結婚ですか?

恋愛結婚です。ちょっとした

きっかけで、私が高校時代に知

り合い、三年程交際期間があり

ました。しかし、

駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

出身地は?

和島村に望むことは?

良寛様の墓が

近くにあり、観光客の多さに驚きました。しかし、駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

和島村に望むことは?

良寨様の墓が

近くにあり、観光客の多さに驚きました。しかし、駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

和島村に望むことは?

良寛様の墓が

近くにあり、観光客の多さに驚きました。しかし、駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

和島村に望むことは?

良寨様の墓が

近くにあり、観光客の多さに驚きました。しかし、駐車場がないため狭い道路に大型バスや乗用車が駐車したり、また、道を聞かれたりします。そこで、せっかく来て

和島村に望むことは?

待望のプール起



工事中のプール

五月十七日	T N N T V で、	三十一日	長岡地区農業所得協 わしま村紹介の放映あり
十八日	中越植樹祭で栄町へ	三十日	昭和五十九年四月一日付で労働大臣より婦人少年室協助員に委嘱されました。
十九日	村内施設廻り、夜村 民会議。花積先生の講演を拝聴	一月一日	婦人少年室協助員は、婦人や勤労青少年の相談相手となる人です。
二十一日	県臨時町村会。議長団(三人)の一人に選任される	二月一日	家庭、職場、地域のなかで悩んでいるとき、婦人や勤労青少年のことでわからないときお気軽に御相談下さい。
二十二日	郡社協理事会	三月一日	昭和五十九年四月一日付で労働大臣より婦人少年室協助員に委嘱されました。
二十三日	三島北部農業改良 普及事業協議会を主宰する	四月一日	なたが仲々容易でない役職だ
二十四・二十五日	全国治水 大会で三重県へ。急流河川多く	五月一日	なたが仲々容易でない役職だ
二十六日	臨時議会招集。閉 会後議員全員学校林視察	六月一日	寺泊老人ホーム竣工式。定員一五〇人の素晴らしいホームが出来ました。
二十九日	三島北部改良区町 改事案で意見を交換	八日	島小プール起工式
十五日	三区教育研究会	四日	村祭り団体長会議、午後与板地区防犯組合総会

訪問販売、契約は慎重に

工式挙行—島田小学校—

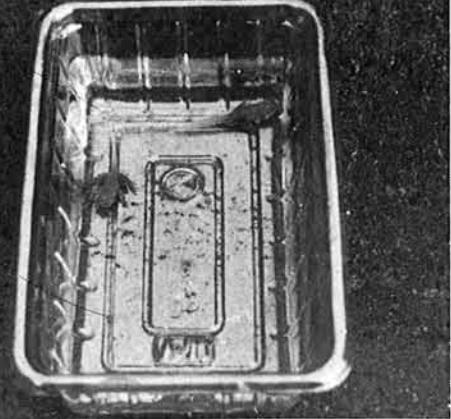


同型式の桐島小学校プール(昨年完成)

[プール概要]

構造	機械室	洗足槽	洗体槽	シャワーボード	二十五m×六コース
プレストレストコンクリート	1	1	1	2	1

六月一日(金)に島田小学校プールの起工式が、来賓多数の出席のもと挙行されました。これは、昨年完成した桐島小学校のプールに続き、学校用プールとして建設されるものです。プール新設工事費は、四、三七〇万円。概要は次のとおりです。



金色のオタマジャクシ カラーでないのが残念！

去る6月12日、下小島谷の久住久司さんから「田んぼに金色のおたまじゃくしがいたので持っていました」と教育委員会に来られました。

教育委員会では長岡理科センターに問い合わせたところ「何かの要因で染色体に異常を来し、色素が後退したのではないか」とのことでした。

教育委員会には2匹持参されました、田んぼには13匹いたそうです。

金色のカエルになるのでしょうか？楽しみですね。

カヌーで“川くだり”～島崎川～ (B&Gワシマ海洋クラブ)

去る6月10日(日)ワシマ海洋クラブでは、島崎川でカヌーによる「川くだり」を実施いたしました。

当日は川の両岸にたくさんの観客もでき、岸に衝突する子やまっすぐに進まず、カヌーがぐるぐるまわる子に笑いや、かけ声がかかる等大盛況のうちに終了いたしました。



時の人



→青春ふれあい広場→

昭和59年度代表 久住 尚さん(上小島谷)

公民館では「青春ふれあい広場」と名づけ、十八歳から三十歳までの自身の若者を対象に、参加者の自主運営というユニークな活動を実施しております。昭和五十七年から始まり今年で三年目。今年度の代表久住尚さん(上小島谷)に登場していただきました。

「青春ふれあい広場」は、発足して三年目の夏を迎えました。地域青年活動の充実と和島村全域にわたる、青年会サークルの統一された活動の場を求めて、公民館の後援されます「青春ふれあい広場」に参加しました。

公民館職員の方々の御指導のもと、十五名の仲間と共に楽しく活動しています。

毎月二回程度、月例会を行ない、話し合い学習を実施しております。

公民館職員の方々の御指導のもと、十五名の仲間と共に楽しく活動しています。



行事に自分の生き方を立案しようとする若者が少なく思いますが、「青春ふれあい広場」は、一人ひとりの自由な考えを集約しながら運営されています。広場は、まだ発足したばかりですが、多くの若者の参加を希望します。

話し合う家庭に育つ明るい子

☆ワシマ☆

スポット

子ども会等 指導者養成研修会



六月二十五日(月)「子ども会等指導者養成研修会」が開講されました。この研修会は、昨年に引き続き青少年育成村民会議と教育委員会の共催で行われ、子ども会等の活動に対する理解を深めるための学習や活動に直接役立つ方法・技術の習得を目的として、八回(二十五時間)が予定されています。

主な研修には、水泳指導・キャンプ活動・十六ミリ映写機操作

作技術の講習及び検定等が計画されております。当日は開講式の後、グループに別れてキャンプ活動計画の作成と展開についての話し合いが行われました。

なお、二回目は七月二日に予定されており、「子どもの理解」と題して、中越教育事務所の星野社会教育主事の講話を聞く予定です。



リーダー登場!

わわれら仲間シリーズ(14)
桐島地区農協民謡会
代表 近藤恒夫さん(下町下)

♪春のナリ 春の和島に
チヨイト来い てばね♪

「桐島地区農協民謡会」の発足は、七年前まであつた農協婦人部が自然解消の中で、地域の婦人達の個々の趣味を通じ、お互いの心のふれあいの場として集つたのが民謡会結成の経緯です。最初は踊りだけで八十名位の参加者でしたが、現在は、踊りと唄を合わせて三十三名です。毎月第一・第三木曜日が踊りで、第一・第二・第三金曜日が唄の練習日となっており、弥彦から講師を呼び、練習は先生と一緒に講師を呼び、練習は先生と一緒に

体となり真剣そのものです。昨年は新潟博・中越芸能まつり大会等に参加し、また、出雲崎の「やすらぎの里」へ慰問に行ったり、村内の催し物には積極的に参加しております。今年は、八月上旬にBSNテレビに出演が決定し猛練習中です。幸い、二年前に「和島まつり」、昨年「和島音頭」が作られ、ますます意気が上がり、民謡を通じて豊かな人づくり、ひいては「豊かな村づくり」への一助になればと会員一同頑張っております。現在幅広い層の方々の参加を募集しています。あなたもいかがですか。

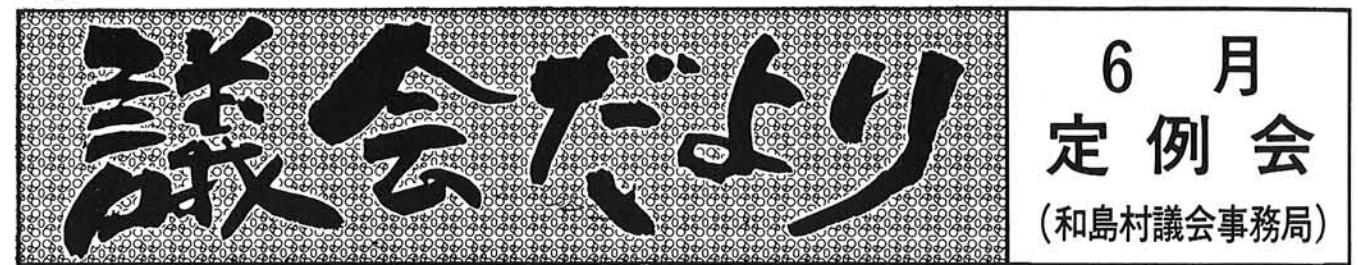
また、「村民文化祭」においては「青春ヤングプラザ」の開催は「青春ヤングプラザ」の開催等多種多様に活動しています。しかし、傾向としてそれぞれの行事には多くの若者が参加してくださいます。自分の考え方を主張し、入り、自分の考え方を立てます。

「青春ふれあい広場」は、一人ひとりの自由な考えを集約しながら運営されています。広場は、まだ発足したばかりですが、多くの若者の参加を希望します。

練習風景



笑顔の家庭に良い子が育つ



◎一般会計補正予算の追加は………59,888千円
◎有害図書販売規制条例、風俗営業等規制条例
制定される。

昭和59年第2回定例会は6月19日招集され、会期は2日間で開かれました。この議会で審議されました議案は予算関係で2件、条例制定・一部改正・廃止で12件、請願3件、意見書4件などあります。一般質問では消雪バ

イブ設置など村民の日常生活に密接な問題について4人の議員により村長の考えが質されました。以下議決されました議案内容及び一般質問につきましては、次のとおりであります。

- 議案第二十八号 村道路線の認定について（可決）
小島谷駅前地区第三号線、第四号線及び下小島谷十八号線の三路線が三月定例会より継続審査となっていましたが今回可決されました。
- 議案第三十五号 専決処分の承認を求めるについて（和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（承認）
期末手当の支給日が、一般職員については本年より規則改正により六月十五日支給が六月三十日に、十二月五日支給が十二月十日に改められました。
- 議案第三十六号 昭和五十九年度和島村一般会計補正予算（第一次）について（原案可決）
これに伴い特別職の議員についてもその均衡を図るよう上級より指導もあり、急をしましたのでこれに合せ専決処分されたものであります。
- 議案第三十七号 昭和五十九年度による繰越、国、県の予算決定により当初予算編成に予

村長提出議案

- 議案第三十八号 和島村村税条例の一部を改正する条例について（原案可決）
補正額は九九、七三二千円となりており、合計で四三一、五九六千円の規模となりましたが、この補正の殆どは五十年度の決算に基づく繰越であり、老人の医療費が予想を大幅に下回ったことによります。
そこでこのお金は国、県へ精算返納されるものであります。
- 議案第三十九号 和島村老人保健特別会計補正予算（第一次）（原案可決）
年度和島村老人保健特別会計補正予算（第一次）（原案可決）
補正額は九九、七三二千円となりており、合計で四三一、五九六千円の規模となりましたが、この補正の殆どは五十年度から適用されます部分については先に条例の専決がなされその承認もされましたが今回提案されました条例の改正は六十年度から適用されます。
- 議案第四十号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
昨年来、プール敷地造成工事がなされておりましたが、このたび新設するプールについては、株式会社植木組が入札の結果四三、七〇〇千円で請負うことについて議会の議決が求められたものであります。
- 議案第四十一号 和島村立島小学校プール起工式
島田小学校プール起工式

- 村長答弁要旨 村政懇談会でもいろいろ質問要望されおり、保内郷は從来から碁石まりのように入り混じっている。これを解決するには從来の観念を破棄して行なうことが大前提となると考えます。
- 年内に地区区長さんとの懇談をさせていただき、また事務的検討、登記所の考え方、国土調査事業とか、それらとの平衡の中で取り組み早めに解決したい。
- 七、質問要旨 新総合開発計画事業等の進展に伴い、村長は将来行政区画の再編成等について、行政執行の立場で見なおしをどのように考えておられるか。
- 村長答弁要旨 この問題は、住民サイドと行政の執行の立場の二点から考えますが、地域の慣習、風土等も踏まえたりした中で、再編成の必要性は感じております。しかし、なかなか地域住民のコンセンサスを得なければ難しい。将来的には人口急増等により、このままでは対応できないうちがでてくれば考えられると思います。

ように考えておられますか。

もいろいろ質問要望されおり、保内郷は從来から碁石まりのように入り混じっている。これを解決するには從来の観念を破棄して行なうことが大前提となると考えます。

年内に地区区長さんとの懇談をさせていただき、また事務的検討、登記所の考え方、国土調査事業とか、それらとの平衡の中で取り組み早めに解決したい。

七、質問要旨 新総合開発計画事業等の進展に伴い、村長は将来行政区画の再編成等について、行政執行の立場で見なおしをどのように考えておられるか。

○村長答弁要旨 この問題は、住民サイドと行政の執行の立場の二点から考えますが、地域の慣習、風土等も踏まえたりした中で、再編成の必要性は感じております。しかし、なかなか地域住民のコンセンサスを得なければ難しい。将来的には人口急増等により、このままでは対応できないうちがでてくれば考えられると思います。

第1回臨時会開催される！

—島田小学校プール新設工事契約議決される—
完工は7月中旬の予定!!



島田小学校プール起工式

- 議案第三十二号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十八年度和島村一般会計補正予算第十四次）（承認）
昭和五十八年度最後の補正予算が三月定例会閉会後専決承認を求めることについて（昭和五十八年度和島村一般会計補正予算第十四次）（承認）
- 議案第三十三号 専決処分の承認を求めることについて（和島村税条例の一部を改正する条例）（承認）
去る三月三十一日、国会に提出されおりました二議案の承認が求められました。
- 議案第三十四号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
去る三月三十一日、国会において地方税法の一部改正がされたことに伴い、村でもこれに準じて改正がされたものであります。
- 議案第三十五号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十六号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なるものは、村民税等九、〇四一千円増、交付税で二六、九〇一千円増、地方交付税で二六、九〇一千円増、地方債で一二、九〇〇千円増となつておられます。
- 議案第三十七号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十八号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なるものは、村民税等九、〇四一千円増、交付税で二六、九〇一千円増、地方交付税で二六、九〇一千円増となつておられます。
- 議案第三十九号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第四十号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。

- 議案第三十一号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
去る三月三十一日、国会において地方税法の一部改正がされたことに伴い、村でもこれに準じて改正がされたものであります。
- 議案第三十二号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十三号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十四号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十五号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十六号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十七号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十八号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第三十九号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。
- 議案第四十号 和島村立島小学校プール新設工事請負契約の締結について（可決）
主なる内容は、個人住民税の基礎控除額等の引上げ、課税最低限の引上げ及び法人住民税均等割の税率引上げなどです。

税率及び階層区分改正前後の比較表

三
九

	改 正 前	改 正 後
三十万円以下の金額	百分の二	二十万円以下の金額
三十万円を超える金額	百分の三	二十万円を超える金額
四十五万円を超える金額	百分の四	四十五万円を超える金額
七十万円を超える金額	百分の五	七十万円を超える金額
百万円を超える金額	百分の六	九十五万円を超える金額
百三十万円を超える金額	百分の七	百二十万円を超える金額
二百三十万円を超える金額	百分の八	二百二十万円を超える金額
三百七十万円を超える金額	百分の九	三百七十万円を超える金額
五百七十万円を超える金額	百分の十	五百七十万円を超える金額
九百五十万円を超える金額	百分の十一	九百五十万円を超える金額
一千九百万円を超える金額	百分の十二	一千九百万円を超える金額
二千九百万円を超える金額	百分の十三	二千九百万円を超える金額
四千九百万円を超える金額	百分の十四	百分の十二

和59年7月1日

○請願第一号 国立病院・療養所の廃止反対等についての意見書提出に関する請願(採択)
○請願第二号 昭和五十九年産米の政府買入価格ならびに自

主流通助成の現行確保等に関する請願（採択）

○請願第三号 国民食料の安定供給ならびに米穀政等の確立に関する請願（採択）

◎村長答弁要旨 落水川の次に
要望陳情しているのが実態で
あり、基本的には早期着工を
国、県へお願いしており、ま
た寺泊町長、土地改良区へも
修を強力に推進しなければな
らないが、今後の見とおしと
村長の施政はどうか。

う中で事業費との兼ね合いもあり、また幹事会、コンサル等のアドバイスともにらみ合せ実施計画をすすめたい。

によれば、融雪施設整備事業の中で六十年度から消パイ設置が計画されており、また農村総合整備モデル事業のアンケート調査でも高い希望のところもあると思うが、どのような形で対応されるのか。

○議案第三十九号 和島村テレビ
ビ辺地共同受信施設設置事業
分担金徴収条例を廃止する条
例について（原案可決）

○議案第四十号 和島村テレビ
辺地共同受信施設の設置及び
管理委託に関する条例を廃止
する条例について（原案可決）

今年度からＮＨＫの放送衛
星が実用化されたことにより
テレビの難視聴地域が殆ど解
消されました。

これに伴い、今後は設置事業

○議案第四十一号 和島村行政
財産使用料徴収条例を廃止する
る条例について（原案可決）
和島村農業共済組合は、從
来役場庁舎内に事務所を設け
ておりましたが、去る四月一
日より広域合併により、事務
所を寺泊へ移したため不用と
なつたものであります。

財保護条例の制定について(原案可決)

○議案第四十五号 和島村総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につ

民の郷土に対する認識を深め文化の向上を図ることを目的として定められております。

文化財保護法の一部改正に合せ、従来の条例は廃止され新しい条例が制定されたものであります。

○議案第四十七号 村道路線の
廃止について（継続審査）
　　村道路線のみなおしによる
廃止等十一路線

○議案第四十八号 和島村有害
図書等規制条例の制定につい
て（原案可決）

○議案第四十九号 和島村旅館
業及び風俗営業等を目的とし
た建造物の建築規制に関する
条例の制定について（原案可
決）

二、立入り調査
三、勧告、通告

四十九号議案関係

一、建築するには村長の同意を得ること
二、村長は審議会に諮り可否を決定する
三、同意しない場合は建築主に中止の協力を求める
四、住民はこれに協力すること

と

請

　　国立病院・療養
対等についての意
関する請願(採択)
昭和五十九年産

主流通助成の
する請願(採
○請願第三号
供給ならびに
に関する請願

、
行確保等に關
民食料の安定
穀政等の確立
採択）

◎村長答弁要旨 落水川の次に
要望陳情しているのが実態で
あり、基本的には早期着工を
国、県へお願いしており、ま
た寺泊町長、土地改良区へも
修を強力に推進しなければな
らないが、今後の見とおしと
村長の施政はどうか。

う中で事業費との兼ね合いもあり、また幹事会、コンサル等のアドバイスともにらみ合せ実施計画をすすめたい。

によれば、融雪施設整備事業の中で六十年度から消パイ設置が計画されており、また農村総合整備モデル事業のアンケート調査でも高い希望のところもあると思うが、どのような形で対応されるのか。

○意見第三号 昭和五十九年産

一、質問要旨

昨年に引き続き両高・下桐間一一六号線バイパスの基本方線が建設省より示されたが、村の将来の発展、村民の利用の観点からすると素通りの感があるが、村長の考えはどうか。また、今の方線に落ついた場合、水田高率を図る上で寺泊の境界に沿つて道路を付けることを望むかどうか。

○村長答弁要旨

バイパスの重要性は地域開発の引きがねとなる。既設の道路の結びつき

質問等を考え合せ対応していくかなければならない。寺泊町との境界ギリギリにして飛地を残さぬようのことですが、地積が出つ張っているところもあり、村から遠くはずれず真ん中へ入らずやつてもらいたい。地域開発に役立つように関連した道路を整備していただきたい。

二、質問要旨 小島谷駅前、島崎地区の下水道整備との兼ね合い、或は豪雨による災害に係る島崎川、郷本川の早期改

いとのことであります。工期等は不明ですが、工法については地盤も悪いので落水川に劣らないと思われます。

三、質問要旨 農村総整合整備モデル事業における、下水処理事業の仮申込み状況を地区別に示されたい。

◎村長答弁要旨 全体計画の中で四地区説明会を実施し、そのうちから二地区について高率の地区を選定することで推進しているが、今のところ率の発表は差し控えたい。

両高地区、北野・荒巻・根小屋地区、上桐地区、村田地区の順でありますが、そう言

の長としての観点からお答えしますが、前段のことにつきましては、特別委員会を設置して検討していくことになつております。生ごみ処理器については、助成しているところもありますが、センターへ協力の立場ならセンターが指導推進が適切と思うし、肥料を作る意味で設置するのか、どちらの立場でやっているのか、センターとしての考えがはつきりしていない。

機械除雪のできないところが考えられ、関係地域住民とのコンセンサスを得て、協力していただいた中で推進していくたい。

六、質問要旨 部落合併の推進により、いくつかの部落が誕生しましたが行政上の区画合併のみで、いまだ未登記の部落もあり、また土地改良事業施行時の除外地において名称がいくつもあり、まぎらわしく他町村との連絡、就職、入学等に非常に不便を感じております。

行政指導により地籍の整理を希望しますが、村長はどの

会を傍聴しましょう

国政と暮らしを結ぶこの一票

お知らせ広場

モデル年金額

繰上げ (60歳)	1,559,500	623,800	2,495,200
年齢	60	65	70
本末額 (65歳)	2,689,000	1,075,600	4,302,400
差額	1,559,500	429,000	△ 21,800 △ 1,829,000

本末年金(23年加入)537,800円、繰上げ(42%減)311,900円で計算物価スライドは考慮せず。()内は累計額。

繰上げ請求(減額)

60歳以上61歳未満の間でうける場合	0.42
61歳以上62歳未満の間でうける場合	0.35
62歳以上63歳未満の間でうける場合	0.28
63歳以上64歳未満の間でうける場合	0.20
64歳以上65歳未満の間でうける場合	0.11

繰下げ請求(増額)

66歳以上67歳未満の間でうける場合	0.12
67歳以上68歳未満の間でうける場合	0.26
68歳以上69歳未満の間でうける場合	0.43
69歳以上70歳未満の間でうける場合	0.64
70歳でうける場合	0.88

サマージャンボ宝くじ発売!

(市町村振興宝くじ)
7月中旬から「サマージャンボ宝くじ」の予約申込が開始されます。

この宝くじの収益金は、財団法人新潟県市町村振興協会を通じて災害対策と明るい住まい街づくりに役立てられます。

申込方法等詳細については7月19日(木)の新聞(朝刊)紙上に発表されます。



国民年金委員は、(各区長さんにお願いしてあります)国民年金制度に理解があり、いつも社会奉仕の精神をもつて、皆様と国民年金の身近な窓口として、良き相談相手となってくれる方々です。保険料を納められなくなつたとか、年金を受給したのがどういう手続きをすればよいかなど国民年金に関することについては、まことに相談いたしましょう。

お近くの 国民年金委員へ 御相談を!

国民年金

繰上げ請求は損か得か

平均寿命の伸びに伴い、老後生活は長くなりました。和島村における国民年金

の老齢(通算老齢)年金を繰上げ請求する人の割合は八一・四%を超えており新潟県より高い水準になっています。

繰上げ請求(六十歳)をした場合とそうでない場合(本来年金・六十五歳支給)の将来受け取る年金額は、どのように違ってくるのでしょうか。
納付済期間二十三年ある人で、物価ス

ライド等による年金額改定を考

慮しない簡単な表です。この表によると七十二歳あたりで、受け取った年金の総額が逆転しています。

減額は一生続きますので、あとは当然のことながら差が開くばかりで八十歳時点では、一八二万九、〇〇〇円もの差がつくことになります。物価スライド等による年金額改定を考慮すれば、当然その差は広がります。

自分の健康のことや生活実態

などももう一度点検して、老後の生活設計を再検討されてはいかがでしょうか。
なお、繰上げ請求、繰下げ請求は表のとおりです。

七月中に

大正13・7・2→大正13・8・1生まれ

かけ金をかけ終りました。

◎65歳になる人

大正8・7・2→大正8・8・1生まれ

老齢年金を請求しましょう。

年金で老後をゆたかに!

この事例は、最近増えている「名義貸し」と呼ばれるもので、個品割賦購入あっせん契約(立替払い契約ともいう)の場合がほとんどです。信販会社から請求がくるのはそのためで、あなたに代わって販売業者に商品代金を「立替払い」しているからです。

「絶対に迷惑はかけないので、名前だけ貸して欲しい」と頼まれ、承諾してしまいました。ところが五ヵ月後、信販会社から個品割賦購入あっせん契約による代金支払い催告状が届きました。セールスマンは行方が分からず、連絡がとれない。

以前に訪問を受け、取引をしたことのあるセールスマンから「絶対に迷惑はかけないので、名前だけ貸して欲しい」と頼まれ、承諾してしまいました。ところが五ヵ月後、信販会社から個品割賦購入あっせん契約による代金支払い催告状が届きました。セールスマンは行方が分からず、連絡がとれない。

この事例は、最近増えている「名義貸し」と呼ばれるもので、個品割賦購入あっせん契約(立替払い契約ともいう)の場合がほとんどです。信販会社から請求がくるのはそのためで、あなたに代わって販売業者に商品代金を「立替払い」しているからです。

「名義貸し」のトラブルをみると、セールスマンから強引とも思われるような懇願を受けたり、知人や友人など断りにくい関係にある人から「絶対に迷惑をかけない」「名義を借りるだけ」などの説明を受け、安易にいる人はやむなく承知したというケースがほとんどです。なかには、無断で名前を使われたというケースもあります。

こうしたトラブルの最大の原因は、直接的にはセールスマンなどの悪質な言動にあります。しかし、実際の相談の中には、販売業者も被害者であると主張するケースも多く見られます。

その結果、販売業者や信販会社と交渉しても、名義使用を承諾したということもあって、消費者も代金の一部を負担しなければならないことがあります。

こうしたトラブルの最大の原因は、直接的にはセールスマンなどの悪質な言動にあります。しかし、実際の相談の中には、販売業者も被害者であると主張するケースも多く見られます。

その結果、販売業者や信販会社と交渉しても、名義使用を承認したということもあって、消費者も代金の一部を負担しなければならないことがあります。

こうしたトラブルの最大の原因は、直接的にはセールスマンなどの悪質な言動にあります。しかし、実際の相談の中には、販売業者も被害者であると主張するケースも多く見られます。

その結果、販売業者や信販会社と交渉しても、名義使用を承認したということもあって、消費者も代金の一部を負担しなければならないことがあります。

こうしたトラブルの最大の原因は、直接的にはセールスマンなどの悪質な言動にあります。しかし、実際の相談の中には、販売業者も被害者であると主張するケース多く見られます。

その結果、販売業者や信販会社と交渉しても、名義使用を承認したということもあって、消費者も代金の一部を負担しなければならないことがあります。

ご存知ですか!?

名義貸し



「名義を貸しただけ」「セールスマンの言動は詐欺的で、不当である」と主張しても、それを証明することはかなり困難なようです。

中越地区の電話番号は 和島村は74番になります

七月二十二日午後二時から、市内局番(二ヶタ)と加入番号(四ヶタ)を続けてかけられるようになります。

(従来は十回ダイヤル)

市外局番は
0258



これに伴い、和島村も市内局番「74」がつきますので、和島村内の通話は「74」に現在の番号と変わりありません。

なお、加入番号は現在の番号と変わりありません。

お問い合わせは、出雲崎電報電話局へ TEL三〇〇〇番(無料)

これに伴い、和島村も市内局番「74」がつきますので、和島村内の通話は「74」に現在の番号と変わりありません。

なお、加入番号は現在の番号と変わりません。

お問い合わせは、出雲崎電報電話局へ TEL三〇〇〇番(無料)

これに伴い、和島村も市内局番「74」がつきますので、和島村内の通話は「74」に現在の番号と変わりありません。

なお、加入番号は現在の番号と変わりません。

お問い合わせは、出雲崎電報電話局へ TEL三〇〇〇番(無料)

むだのない暮しで ありのない貯蓄

相続と税金

葬式費用を差し引いた正味の遺産額が基礎控除額を超えている場合、その超えた額に税金がかかります。

基礎控除額は、二、〇〇〇万円と四〇〇万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額です。

また、相続人が配偶者や未成年者あるいは心身障害者であるときは相続税が軽減されます。

なお、相続税の申告と納税は、被相続人が死亡した日の翌日から六ヶ月以内に、被相続人の住所地の税務署に申告と納税をしなければなりません。

詳細は税務署・税務相談室へ。



税務職員(初級)募集

▷受付期間
7月4日(木)～12日(木)

▷受験資格
昭和39年4月2日～昭和42年4月1日生まで

▷試験日
第1次試験 10月7日(日)
第2次試験 11月中旬から12月上旬の間の1日

▷合格発表
昭和59年12月24日(日)

※ 申込用紙の請求、その他詳細は長岡税務署総務課(TEL0258-35-2070)へお問い合わせください。

!!御注意!!

最近、県の税務課や税務広報室などの名前を使って、社員の名前や役職などを電話照会している者がおりますが、県税務課や財務事務所では、このような照会を行っていませんので十分御注意ください。

男子警察官A (大学卒)募集!!

○受付期間
6月1日(金)～7月21日(土)

○受験資格
昭和32年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法による大学(短大を除く)を卒業した者、または昭和60年3月31日まで卒業見込みの者。

○試験日及び場所
第1次試験 7月29日(日) 新潟市立白新中学校
第2次試験 8月下旬 第1次試験合格者に通知

※ 申込用紙の請求、その他詳細は与板警察署及び最寄りの駐在所へお問い合わせください。

自衛官募集

日本国籍を有し、採用予定期の一日現在十八歳以上二十五歳未満の男子で、ただし、次のいずれかに該当する者は資格があります。

(一) 禁治産者及び準禁治産者(二) 禁治産者及び準禁治産者(三) 禁治産者及び準禁治産者の者

その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまで

の者

から二年を経過しない者。

の処分を受け、当該処分の日

までに該当する者は資格があ

りません。

の一日現在十八歳以上二十五歳未満の男子で、ただし、次のいずれかに該当する者は資格があ

りません。

初任給月額九万八千円
ボーナスは、年三回(三月、五月分・十二月、二・五カ月分)

合計四・九カ月分が支給されるほか、扶養手当、寒冷地手当、勤務内容によって支給されます。また、退職金も支給されます。

有給休暇は年二十四日、その後年末年始の特別休暇などがあります。外出は、平日課業後、土曜日は午後、日曜日・祝日は

朝から許可されます。

衣・食・住

隊員は全員當内で居住し、食事・宿泊料は無料、制服・作業服・ワイヤーシャツ・靴・その他被服・寝具類も無料で貸与されます。

★ 詳細は役場企画課及び自衛隊新潟地方連絡部柏崎募集中事務所へ(TEL 0250-571-2413)(0250-571-2413)

午前9時から午後3時まで

場所……福祉センター相談室

内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも



B&G財団和島海洋センター(プール)利用について



今年度の一般開放は左記の要領で実施いたします。

一、開放期間
昭和59年7月1日より
昭和59年9月30日まで

二、開放時間
午前7時～9時
午後7時～9時

※毎週月曜日は休館日です。
午前9時15分～午後9時
午後7時～午後9時
午後1時30分～午後5時

(一) 7月1日～7月21日
(二) 7月22日～9月2日

※ 月曜日は休館日です。
(一) 中学生以下の人(中学生も含む)が夜間利用する時に必ず保護者又はそれに代わる人がつきそつて下さい。
(二) 万一にそなえてつきそいの方も水泳のできる服装でご利用下さい。又はそれに代わる人がつきそつて下さい。
は有料です。
(三) 中学生以下の人(中学生も含む)が夜間利用する時に必ず保護者又はそれに代わる人がつきそつて下さい。
は有料です。
※ 詳細については教育委員会へお問い合わせ下さい。
多數の皆様方のご利用をお待ちしております。

特許印紙による料金納付のお知らせ —特許庁—

7月1日から特許庁への料金納付は、すべて収入印紙から特許印紙に変わります。

(権利の移転などに必要な登録免許税はこれまで通り収入印紙です。)

※特許印紙は全国の集配郵便局で販売します。

停電のお知らせ 東北電力株式会社

◎日時 7月26日(木)
午前9時30分～午後1時
◎地域 阿弥陀瀬の全部・上小島谷の一部(阿弥陀瀬線全線)



たばこ消費税は
暮らしの中に生かされています



おかあさん わすれちゃダメだよ!

—保健衛生行事— (7月)

月	日	曜	種目	対象	時間	場所
7	10	火	子宮癌・貧血検査	一般婦人	午前9時～11時	福祉センター
11	水	"	"	"	午後1時～3時	"
13	金	乳児相談	3ヶ月～12ヶ月希望者、離乳食指導会	午後1時～3時	"	"
17	火	ツベルクリン	通知あった乳幼児	午後1時半～2時	"	"
19	木	ツ反判定、BCG接種	ツ反うけた乳幼児	"	"	"
25	水	1歳6ヶ月健康診査	通知のあった乳幼児	午後1時半～3時	"	"
26	木	リハビリ訓練	希望者	午後1時半～4時	"	"

点検は防火のはじまりしめくくり

この社会あなたの税が生きている